

### 考査項目別運用表

(總括監督員)

| 調査項目    | 細別        | A  | a        | B       | b                                    | c          | d       | e     |
|---------|-----------|--|----------|---------|--------------------------------------|------------|---------|-------|
| 2. 施工状況 | II. 工程管理  | 優れている  | Bより優れている | やや優れている | cより優れている                             | 他の評価に該当しない | やや劣っている | 劣っている |
|         |           | [評価対象項目] <input type="checkbox"/> 1.隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 2.地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 3.工程管理を適切に行つたことにより、休日工事や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 <input type="checkbox"/> 4.工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 5.工期内に工事を完成した。 <input type="checkbox"/> 6.災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 7.その他 (理由：) <input type="checkbox"/> 8.工程管理がやや不備である。 (理由：) <input type="checkbox"/> 9.工程管理が不備である。 (理由：) |          |         |                                      |            |         |       |
|         |           | ●判断基準 (上記のうち1～7に関して)<br>該当項目数が5以上・・・・・・・・A<br>該当項目数が4以上・・・・・・・・a<br>該当項目数が3以上・・・・・・・・B<br>該当項目数が2以上・・・・・・・・b<br>該当項目数が1以下・・・・・・・・c<br>上記1～9の該当項目を総合的に判断して、A～e評価を行う。  |          |         | 工程管理がやや不備である・・・・d<br>工程管理が不備である・・・・e |            |         |       |
|         | III. 安全対策 | A  | a        | B       | b                                    | c          | d       | e     |
|         |           | 優れている  | Bより優れている | やや優れている | cより優れている                             | 他の評価に該当しない | やや劣っている | 劣っている |
|         |           | [評価対象項目] <input type="checkbox"/> 1.建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 2.安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 3.安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 4.安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 5.安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 6.安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 <input type="checkbox"/> 7.その他 (理由：) <input type="checkbox"/> 8.安全管理がやや劣っている。 <input type="checkbox"/> 9.安全管理が劣っている。   |          |         |                                      |            |         |       |
|         |           | ●判断基準 (上記のうち1～7に関して)<br>評価項目数が6以上・・・・・・・・A<br>評価項目数が5・・・・・・・・a<br>評価項目数が4・・・・・・・・B<br>評価項目数が3・・・・・・・・b<br>評価項目数が2以下・・・・・・・・c<br>上記1～9の該当項目を総合的に判断して、A～e評価を行う。  |          |         | 安全管理がやや劣っている・・・・d<br>安全管理が劣っている・・・・e |            |         |       |

## 考査項目別運用表

(総括監督員)

| 考査項目    | 細別           |  |
|---------|--------------|--|
| 4. 工事特性 | I. 施工条件等への対応 | <p>■厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> (1)特殊な地盤条件への対応が必要な工事<br/> <input type="checkbox"/> (2)雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事<br/> <input type="checkbox"/> (3)急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事<br/> <input type="checkbox"/> (4)動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事<br/> <input type="checkbox"/> (5)その他<br/> 理由 : _____</p> <p>(1.について)<br/> • 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。<br/> • 支持地盤の形状が複雑なため、深基礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。<br/> • 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。</p> <p>(2.について)<br/> • 港湾、海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。<br/> • 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。</p> <p>(3.について)<br/> • 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。<br/> • 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。<br/> • 土石流危険渓流に指定された区域内における工事</p> <p>(4.について)<br/> • イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</p> <p>(5.について)<br/> • その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。</p> <p>(6.について)<br/> • その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</p> <p>■都市部等の作業環境、社会条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> (6)地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事<br/> <input type="checkbox"/> (7)周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事<br/> <input type="checkbox"/> (8)周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事<br/> <input type="checkbox"/> (9)現道上での交通規制に大きく影響する工事<br/> <input type="checkbox"/> (10)緊急時に対応が特に必要な工事<br/> <input type="checkbox"/> (11)施工箇所が広範囲にわたる工事<br/> <input type="checkbox"/> (12)その他<br/> 理由 : _____</p> <p>(6.について)<br/> • 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。<br/> • 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。<br/> • 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。</p> <p>(7.について)<br/> • ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。<br/> • 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。<br/> • そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。</p> <p>(8.について)<br/> • 市街地での夜間工事。<br/> • D I D 地区での工事。</p> <p>(9.について)<br/> • 日交通量が概ね 1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。<br/> • 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。<br/> • 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。</p> <p>(10.について)<br/> • 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。</p> <p>(11.について)<br/> • 作業現場が広範囲に分布している工事。</p> <p>(12.について)<br/> • 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。<br/> • その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。</p> |

## 考査項目別運用表

(総括監督員)

| 考査項目 | 細別  |   |
|------|---|---|
|      | <p>■構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> (13) 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> (14) 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p><input type="checkbox"/> (15) その他<br/>理由 : _____</p> | <p>(13.について)<br/>切土の土工量：20万m<sup>3</sup>以上、盛土の土工量：15万m<sup>3</sup>以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(シールド)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m<sup>2</sup>以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m<sup>2</sup>/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m<sup>2</sup>以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m<sup>2</sup>以上、港湾防波堤、岸壁、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m<sup>3</sup>以上、流路工の計画高水流量：500m<sup>3</sup>以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m<sup>3</sup>/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上</p> <p>(14.について)<br/>・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。<br/>・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。<br/>・供用中の道路トンネルの拡幅工事。</p> <p>(15.について)<br/>・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事<br/>・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。<br/>・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。</p> |
|      | <p>■長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> (16) 12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事（全面又は一時工事中止した期間は除く）</p> <p><input type="checkbox"/> (17) その他<br/>理由 : _____</p>  |   |
|      | <p>■施工現場での対応</p> <p><input type="checkbox"/> (18) その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として評価できる事項</p> <p><input type="checkbox"/> (19) その他<br/>理由 : _____</p>  |   |
| 評価   | スクロールバーを操作し、点数を付すこと。  | 評価内容記述欄<br>【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述】   |

※1. 工事特性は、最大10点の加点評価とする。加点は+10点～0点の範囲とし、各キーワード2点とする。

※2. 工事特性の評価は、各施工条件等を克服して特に問題の発生もなく工事目的を達成したと認められる場合に評価する。。

※3. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。また、総合評価方式における「技術提案」との二重評価が無いように厳に注意すること。評価に当たっては、監督員・主任監督員の意見も参考にするとともに、担当部長（又は事業所長）との合議をもっておこない、加点評価のみとし、評価すべき事項が無い場合は0点とする。

※4. 評価の対象は、当該工事契約期間内とする。

## 考査項目別運用表

(総括監督員)

| 考査項目    | 細別         |   |
|---------|------------|---|
| 6. 社会性等 | I. 地域への貢献等 | <p><input type="checkbox"/> 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。<br/>(環境への汚濁負荷排出削減、動植物生息環境保全、生物保護など)</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 地域生活に密着した道路清掃のボランティア活動などを積極的に実施し、地域に貢献した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 県内の土木・建築事業の発展に貢献している。<br/>1) 技術講習会等の開催、施工実例等の報告を行っている。<br/>2) 新技術・新工法の使用、紹介、その他これに類する技術提案・報告を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 8. その他<br/>(理由 : )</p> |
|         | 評価         | <p>スクロールバーを操作し、点数を付すこと。</p> <p>評価内容記述欄<br/>【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述】</p>   |

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※2. 地域への貢献等は、最大10点の加点評価とする。

※3. 加点は+10点～0点の範囲とし、1項目2点とする。

※4. 評価の対象は、当該工事契約期間内および当該工事に関連するものとする。

※5. 「しまね・ハツ・建設ブランド」に関しては地域貢献において評価対象とし、総合評価方式「技術提案」と二重評価してよい。

## 考査項目別運用表

(総括監督員)

| 考査項目     | 法令遵守等の該当項目一覧表  |       |
|----------|--|-------|
|          | 措置内容   | 点数    |
| 7. 法令遵守等 | <input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上  | - 20点 |
|          | <input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満   | - 15点 |
|          | <input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満   | - 13点 |
|          | <input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満   | - 10点 |
|          | <input type="checkbox"/> 5. 文書注意   | - 8点  |
|          | <input type="checkbox"/> 6. 口頭注意   | - 5点  |
|          | <input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない） | - 3点  |
|          | <input type="checkbox"/> 8. 文書による中間検査指示事項の改善が無いもの  | - 5点  |
|          | <input type="checkbox"/> 9. その他 (理由 : )  | -0.0点 |

① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。  
 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。  
 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。  
 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合、県内調達の義務付け違反があった場合、及び複数回の措置が生じた場合等については、9. で点数を減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- ・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- ・ 3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した EX) 一括下請け、技術者の専任違反等
- ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- ・ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不當に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力団関係者がいることが判明した。
- ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- ・ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・ 15. その他 (理由 : )

※ 評価の対象は、当該工事契約期間内とする